

資料2-2 「川内地域の緊急時対応」の改定について

1. 改定の目的

「川内地域の緊急時対応」は、平成26年9月に開催された川内地域ワーキングチーム(特別会合)(現在の地域原子力防災協議会)で取りまとめ・確認が行われ、同年9月に原子力防災会議において了承された。また、平成27年12月、平成29年1月に実施した鹿児島県原子力防災訓練等の教訓事項等を踏まえ、平成30年3月に改定を行っている。

今般の新型コロナウイルスのような感染症(以下、「感染症等」という。)の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、「川内地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

2. 改定のポイント

〈改善〉感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

対応方針

屋内退避時の感染拡大防止

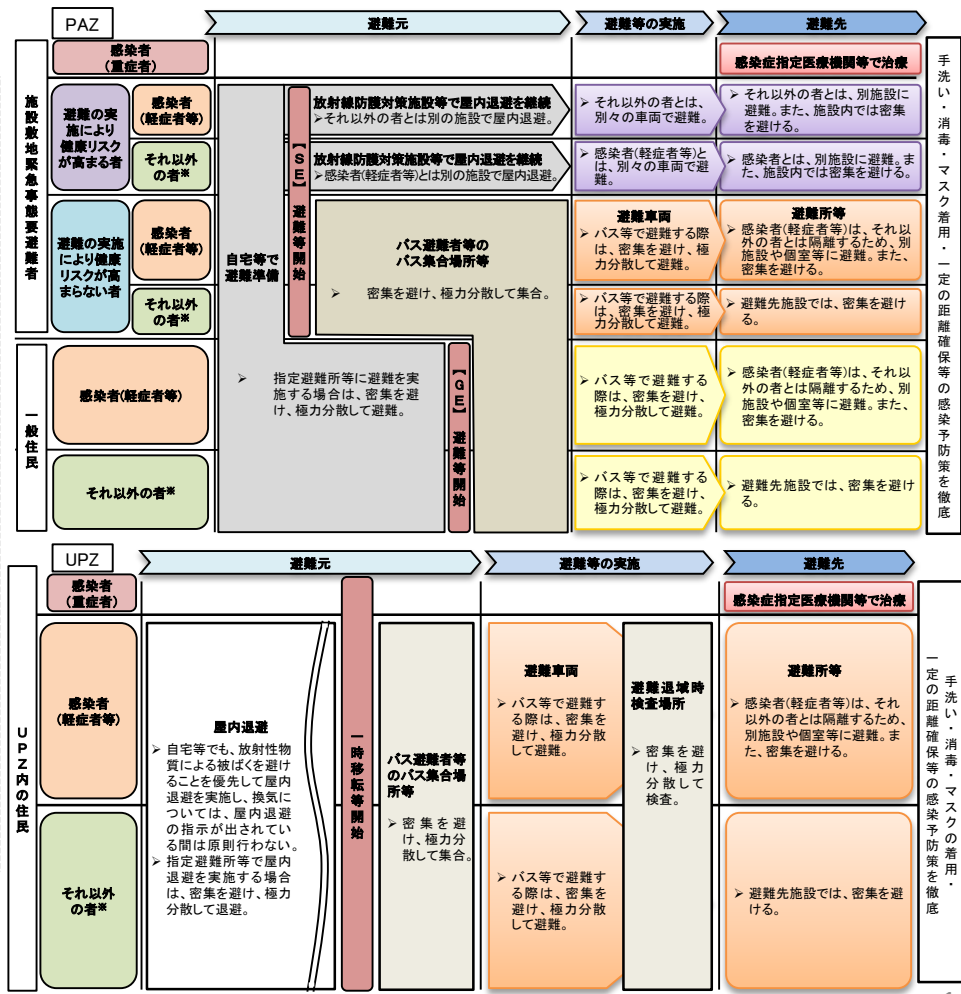
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

対応方針

〈その他の改定〉

- 甌島列島内における避難先施設の追加。

〈感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合〉



※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、一時滞在場所等)する。